

令和7年度 知立小学校 自然災害対応マニュアル

I 異常気象時の対応

1 「知立市」に、「暴風（または暴風雪）警報」が発令中の場合

→ 登校しない

＊「暴風（または暴風雪）警報」が解除された場合

解 除 の 時 刻	授 業 等 の 扱 い
・午前6時までに警報が解除された場合	・平常授業を行う
・午前6時を過ぎても警報が解除されない場合	・当日の授業はなく休校とする。

＊登校後に「暴風（または暴風雪）警報」が発令された場合

・ただちに授業を中止し、気象及び通学路の状況を見て、児童の安全確保を図り、最善の対応（学校待機・保護者への引渡し・集団下校）を速やかに行う。

2 その他の警報・注意報が出されている場合

◇登校前：

- ・気象庁等の情報を収集し、大雨や暴風、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業（臨時休校）」や「始業時間を遅らせる」等の措置を検討する。
- ・予想される危険箇所の状況を把握し、登校指導を実施する。
- ・家庭で「危険」と判断した場合は、無理をしないで家で待機し、その旨を学校へ連絡させる。（保護者に事前に周知し、依頼する）

◇登下校の途中：

- ・教職員は、学校や通学路など周辺の状況を把握する。
（道路の冠水、河川の水位、土砂くずれ等）
- ・児童は、危険と思われる箇所があるときは、家または学校へ引き返すようにする。

◇在校中：

- ・通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の中止」「学校待機」「保護者への引渡し」等の対応を判断する。

3 保護者への依頼

◎居場所の確認：

- ・日頃から、家庭でお互いの予定を確認しておく。緊急下校しても家に入れないことがないようにする。

◎危険箇所の通報：

- ・警報の有無にかかわらず、道路の冠水、河川の氾濫、火災の発生、電線の切断、竜巻など児童の通行が危険と思われるときは、危険箇所を学校へ通報する。児童は自宅に待機させる。

【保護者、児童に伝えること】

- 1) 災害などのために登校できなくても、遅刻や欠席扱いにはならない。無理に登校させない。
- 2) 警報解除の問い合わせなどの学校への電話は情報収集のさまたげになるので絶対にしない。

Ⅱ 南海トラフ地震を含む地震に関する対応

1：大地震が発生したとき

大きな地震が起きた場合の登校については、次のような行動を指示する。

◇登校前：

- ・学校施設や通学路の安全が確認され、学校再開の連絡があるまで、児童は登校しない。家で待機、広域避難場所等へ避難するなど、家庭で打ち合わせた方法に従って行動する。

◇登下校の途中：

- ・危険箇所があるときは、家または学校へ避難する。
- ・その他、いろいろな事故も予想される。状況に応じ、登下校途中の「子ども110番の家」や民家、商店に助けを求めるようにする。
- ・最も近い広域避難場所等へ向かうなど日頃から緊急の場合の避難方法について家庭で話し合い、約束事を決めておくようにする。

◇在校中：

- ・一切の教育活動を中止し、教職員の指示でグラウンドへ避難する。
- その後、地震の規模や被害状況、及び公的な今後の安全予想を踏まえ、原則学校待機、保護者への引渡しを行う。

2：南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっている場合等に、気象庁から情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）等の形で発表される。キーワードによって、次のような行動をとる。

キーワード	登校前	登下校の途中	在校中
調査中	・地震の状況により、「臨時休業（臨時休校）」や「始業時間を遅らせる」等の措置をとる場合は、絆ネットで知らせる。	・教職員は、必要に応じて学校や通学路など周辺の状況を把握する。 ・児童は、状況を判断して、家または学校へ避難する。または、「子ども110番の家」や民家、商店に助けを求めるようにする。	・状況に応じて「学年下校」「授業の中止」「学校待機」「保護者への引渡し」を行う。
巨大地震警戒	・地震の状況により、「臨時休業（臨時休校）」や「始業時間を遅らせる」等の措置をとる。		・一切の教育活動を中止し教職員の指示でグラウンドへ避難する。地震の規模や被害状況、及び公的な今後の安全予想を踏まえ、原則「学校待機」、「保護者への引渡し」を行う。
巨大地震注意			